



守られた多摩川の風致

—大臣に届いたみんなの声—

9月22日の新聞で、建設大臣は、多摩川の川べりに団地を建てることは取りやめると発表しました。

いままで区議会は、多摩川の風致を守るために砂利の乱掘をやめさせるようにとか、よごれた川の流れをきれいにする対策を講ずるようというのを、政府や都に強く要望してきております。

これは、多摩川を世田谷区民のみならず、都民全体のいこいの場所として、大切に守っていくべきだという考え方のあらわれです。

6月はじめ、「多摩川河川敷団地計画」を知って、区議会はさっそくこの計画に対する態度をきめにかかりました。

7月はじめ、作家の石川達三氏から寄せられた強い訴えの手紙、多くの都市計画専門家・学者グループの意見、連日新聞をにぎわした投書・論評など、ことごとくこの計画に反対するものであります。

住宅公団の職員から出された請願も、この団地が決して安心して住める住宅ではないといっておりました。

こうして、あらゆる面から検討した結果、「多摩川河川敷団地計画には反対すべきだ」という結論が生まれました。

そこで7月なかば、かわったばかりの建設大臣にこのことを要望しました。さらに一カ月後に大臣が招いて開かれた「多摩川河川敷利用計画懇談会」にも議長が出席し、強く反対の意向を述べました。

このように、みなさんの、「貴重な自然公園を守ろう」という声が、ついにこの計画を中止させたわけです。

しかし、問題はまだ残っています。一つは来年から建設にかかるという高速道路が完成した結果、多摩川の風致が損なわれたり、せっかくここにいこいを求めてやってきた人たちが、自動車の排気ガスや騒音で、逃げ出すようなことにはならないかということ。もう一つは、いま多摩川の川べりが、みんなでいろいろなレクリエーションに利用できる施設としてよく整っているかということです。

今回の問題をきっかけに、多摩川の川べりが、もっとたくさんの人に、もっと有効に利用される方法をみんなで考えてゆかねばなりません。

第3回定例会 「報酬等引き上げ」など28件可決



■報酬等引き上げ

特別職報酬等審議会の答申に基づいた区長をはじめ特別職、区議会議員、付属機関構成員等の報酬等が可決になりました。()内は改正前の金額

職名	改正前	改正後
議長	15万 (10万)	委員長 5万5千(3万8千)
副議長	12万5千 (8万)	委員 4万 (3万)
委員長	11万 (6万5千)	選挙管理委員会委員長 5万5千(3万5千)
副委員長	10万5千 (6万2千)	委員 4万 (2万7千)
委員	10万 (6万)	監査委員会代表監査委員 5万5千
区長	20万 (15万)	議員選出委員 2万 (1万5千)
助役	14万~15万 (10万~12万)	知識経験委員 5万 (4万5千)
収入役	12万~12万5千(8万5千~10万)	農業委員会委員長 8千 (4千)
教育委員	11万~11万5千(8万~9万5千)	委員 4千 (2千)
教育長		付属機関 3千 (1千)

■新しい住居表示の実施区域

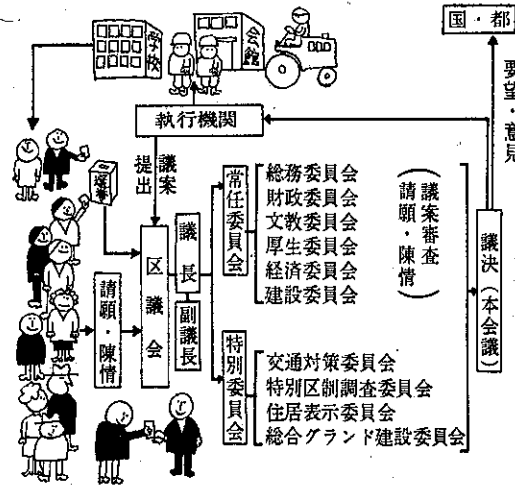
羽根木町・松原町2丁目の全域、代田2丁目、松原町3・4丁目および赤堤町2丁目の一部を松原2・3・4・5・6丁目とするもの。

■教育委員、人権擁護委員

教育委員、釜井巳之助、太田彰、人権擁護委員候補者、江口重国、山本嘉盛、吉見信義、

■区議会の使命としくみ

区議会は、区の行政が区民の利益を守って正しく

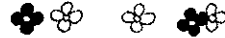


■認定された区道

土地の所在地	延長(m)	幅員(m)	面積m ²
世田谷4丁目407番地内	47.81	4.72	216.49
赤堤町2丁目484番地から500番地まで	84.40	4.52	444.39
玉川瀬田町725番地内	100.00	4.00	406.78
玉川上野毛町126番地先	63.00	6.00	381.22
祖師谷2丁目459番地から522番地まで	274.69	3.64~4.00	1,013.98
祖師谷2丁目142番地から166番地まで	367.28	3.64~4.40	1,473.82

■請願、陳情の付託

総務委員会1 財政委員会1 文教委員会7
厚生委員会4 建設委員会10 計23件



■その他の条例

- ◇区立保育園条例の改正=梅丘、芦花保育園が新設されたため。
- ◇区立敬老会館使用条例の改正=船橋敬老会館の増築により室数がふえたため。
- ◇前回の住居表示実施に伴い、条例改正するもの(地番の変更)
区役所出張所設置条例、農業委員会委員の定数等に関する条例、区立学校設置条例。

■退職手当の加算

野沢前助役の在職中の功労を表して、退職手当の額に50%を加算するもの。

く行なわれるよう、区民のみなさんにかわって、区長の計画を慎重に検討する機関です。

予算や条例など区の仕事の計画は、区議会が認めてからでないとい実行に移せませんから、区長はこれらの案を審査に付すために区議会を招集します。こうして開かれる区議会の本会議は、条例で年4回(定例会)ときめられてありますが、このほか必要に応じて開かれるもの(臨時会)もあります。

区長から提案された予算や条例などの議案は、右の図のように受持ちをきめて分けられた委員会でも審査されます。審査の結果は本会議に報告され議決の運びとなり、ここで正式に区議会の意思が決定されます。このほか、請願という形で出された住民の要求に対しても、議会の態度を明らかにして区長側にしめしたり国や都の行政についても、区民にかかわりのある問題は、意見書という形でそれぞれの機関に区民の声を伝えております。

意見書・要望書

■「多摩川河川敷の団地化計画に関する要望書」
「渇水対策に関する意見書」 ■8月31日=第2回臨時区議会で決議=建設大臣、都知事へ

■「地方自治法改正に伴う移管事務事業拡充に関する意見書」 ■9月30日=第3回定例会で決議=都知事へ



発刊のことは

議長 広瀬猛夫

世田谷区は、人口も70万をこえようとしており、区の仕事もそれに伴って多忙になっています。そればかりか、来年四月からは都の仕事が一部区に移され、区の仕事はますます重要になってきます。

このようなときに、区民のみなさんの意思を代表している区議会が、どのように世田谷区の仕事に、それを反映させているかということ、よりよく知っていただいで、私たちの区を、ほんとうに「住みよい世田谷区」にしたいという願いをこめて、今度この「区議会だより」を発刊することにしました。

この「区議会だより」は、定例会議を主体として年に4回、区議会がどんな活動をしているか、その主な事柄を取り上げてお知らせすることになります。

この発刊の願いに対しては、あまりにもささやかなものでありますけれども、ご期待に沿うよう努力したいと思っております。



■水対策協議会が発足

今年は、近來にない異常渇水による水不足が続く、大きな社会問題となり、区では渇水対策本部を設け仕事を進めてきましたが、もっと大きな観点から水に対する計画を立てるため、協議会を9月24日に設置しました。

■事務事業移管対策協議会が発足

23区の特別区では、区民の日常生活に密接な関係のある仕事は、区に移管するよう長い間運動を続けてきましたが、来年4月から福祉事務所、保健所、道路など、現在都が管理している仕事は大幅に区に移管されることになりましたので、その受入れ態勢を整えるため9月24日にこの協議会が発足しました。